

「二つのバランス」で県の財務を見よう

No.1 普通会計バランスシート

1. 将来のサービスの糧となる社会資本

(1) 有形固定資産

普通会計バランスシートの有形固定資産は、さまざまな形で将来の行政サービスの糧となるものです。また、これまでの活用による損耗額を「減価償却」の手続きにより計算し、その累計額を「減価償却累計額」として評価しています。土地など損耗しない財産は、減価償却を行いません。

一方、農業農村整備事業など、その効果が長期に発現するものであっても、その財産の所有が県に帰属しないものは資産としては計上しません。

(2) 投資等

公益事業を営む財団法人などへの出資、農業、商工業、修学などの促進を目的とした貸付金、諸施設の整備や産業育成振興を目的とした基金が主なものです。

2. 債務返済の財源となる流動資産

流動資産として計上されている諸項目は、債務返済の用意（体力）があることを示しています。特に、財政調整基金と減債基金は大切な財源です。

未収金は、今年度の地方税や使用料等のうち、まだ収入されていない額を示しています。この中には、支払が滞納し、不良債権となっているものも含まれています。

普通財産は、土地・建物などのうち、

行政サービスに直接的に供用していないため売却することが可能な財産です。しかし、普通財産は不動産が主であり、ただちに売却できるものではありません。

3. 「負債の部」 - 後世の県の負担 -

(1) 県債

社会資本などの資産に対して、その財政負担である負債を網羅的に表示しています。

県債はいわゆる借金ですが、建物や道路の整備などにおいて、その恩恵を受ける後世の県民にも公平に負担をしてもらうものです。

(2) 退職給与引当金

退職手当は、労働の後払いとして支払われるものと解釈されます。毎年少しずつ増加する退職手当の要支給額を発生コストとして認識するとともに、その累積額を一種の未払金と考え、引当金として負債に計上するものです。

4. 「正味資産の部」

「国庫支出金」、「市町村等支出金」は、県が社会資本等の資産の取得をする際に収入した国や市町村等からの負担金や補助金などです。

「一般財源等」は、行政コストが租税や料金などの負担で賄うことができたかどうか、その過不足の累積を示しています。もちろん、県の財政は、租税や料金などの負担だけで賄う仕組みにはなって

ならず、国庫支出金等を含めたトータル
の収入でバランスするようになっていま
す。

国庫支出金，市町村等支出金および一

般財源の合計である「正味資産」がプ
ラスであれば，一応の財政的な健康を維持
していると言えましょう。

No. 2 普通会計行政コスト 計算書

1. 行政コストの計算

(1) 「歳出」の中身は？

「政策費目」

予算・決算おける分類である「款」「項」
に準拠しています。「その他」は，地方消
費税交付金や自動車取得税交付金などが
含まれます。

「建設費」

歳出のうち，県が行う施設整備などの
いわゆる普通建設事業に係る支出です。
この中には，その事業に係る人件費や補
助金に係る支出も一部含まれており，全
てが資産の取得に直接的に充当されたも
のとは限りません。

「人件費」

上記の建設費とこの人件費とを比較す
ることによって，それぞれの政策が，主
に「モノ」によるものなのか「ヒト」に
よるものなのかの大まかな性質を理解す
ることができます。

「資産の増加」

普通会計バランスシートの「資産の部」
に計上されているさまざまな財産形成の
ための歳出を意味します。ここには，道
路等の社会資本のみならず，貸付金，出
資金，基金などの財産形成も含まれます。

農業農村整備などは，すでに財産を県
民等へ委譲しており，県のサービスは，
財務的には完了していると考え，コスト

として扱います。

「負債の減少」

県債の元金の償還や退職手当に係る歳
出です。これらの歳出は，バランスシ
ートにおける「負債」を解消するものな
のでコストではないと考えます。

(2) 意外なコストが！

「県債利子」

元金の償還と異なり，バランスシ
ートを改善しない利子の支払いはコスト
ですが，これを各政策費目に配分してい
ます。

「退職引当」(退職給与引当金)

退職給与引当金の増加額を人件費を基
準に各政策コストに配分しています。

「減価償却」

建物や構築物からなる社会資本は，サ
ービスの提供や時の経過に伴って損耗
します。この額について，「減価償却」
の手続きを適用して発生コストを見積
計算しています。減価償却は，土地
などの物質的に損耗しない財産には
適用していません。

(3) 本当のコスト

「コスト総額」

このコスト総額こそが，「今年の県政
のコスト」です。県が実施したさまざ
まな行政サービスについての「活動」
を測定した「発生主義」に基づくコス
トであり，「現金主義」に基づく歳
出とは異なり

ます。

(4) 利用者等の負担・国等の個別負担

「料金等収入」

ここには、諸施設の使用料・手数料、基金や貸付金の利子収入などの利用者による負担が計上されています。高等学校教育なら授業料や入学検定料が、県営住宅なら賃貸料が相当します。

「国庫等負担」

ここには、国庫等による負担金、補助金、委託料が含まれます。この政策費目をさらに細分することにより、国の施策判断などを踏まえた、意思決定の全容を理解することができます。

(5) 租税に依存するコスト

「行政コスト」

行政コストは、利用者負担や国等の個別負担を控除した残額です。県は、営利企業と同等の独立採算性を前提とする施策はほとんどないので、ここに残額が残るのは自然です。残りは租税等に依存することになります。

2. 正味資産の計算

(1) 行政コスト vs 税負担

「税負担」

行政コストは、広く県民や国民が租税により負担することになるコストです。さまざまな施策の中には、利用者等がある程度の割合を負担することとなっているものもありますが、県のサービスの大部分は、租税等に依拠することになります。

「行政コスト vs 税負担」

ここでの「負担」には、県の財源の大きな割合をしめている県債発行収入は含まれません。県債の発行収入は、後世の県民等の負担なのでバランスシートにお

ける負債の増加として計上されます。

この差額は、決して、県の成績表を意味するものではありません。県の財務的な「健康」の程度を見るものです。

(2) 正味資産（バランスシート）の増減

「国庫支出金と市町村等支出金増減額」

一般の税負担と異なり、特定の施設整備に結びついていることから、これを行ったんバランスシートの正味資産の部に計上します。

一方で、国庫支出金等で取得した財産の減価償却に応じて、行政コスト計算書の「国庫等負担」に戻し入れます。

「一般財源等増減額」

前述の「行政コスト vs 税負担」の額です。これまでの各年度における「行政コスト vs 税負担」の累計額がバランスシートの「一般財源等」を意味することになります。

「期末残高」

この期末残高は、今年度末のバランスシートにおける正味資産の額を意味します。行政コスト計算書と正味資産計算書は、今年度の県の活動によって、バランスシートの正味資産がどのように変動したかを説明することになります。

No. 3 岐阜県連結バランスシート

1 . 作成の目的

本県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して財政状況の全体像を明らかにすることにより、透明性の一層の向上、県民等に対する説明責任の適切な履行を図ること等を目的として、平成16年度分から作成しているものです。

なお、作成については、「連結バランスシートの試行について」(平成17年9月13日付け総財務第125号総務省財務調査課長通知)に基づき行いました。

2 . 連結の範囲

岐阜県の全会計(普通会計、公営企業会計(4会計)及び当県の関与及び財政支援の下で当県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体(地方三公社及び出資法人26団体)としました。

出資法人の掲載基準は、県の出資法人のうち、出資比率50%以上の民法法人、商法法人及び、実質的に県が主体となって関与している民法法人、商法法人としました。

「実質的に県が主体となって関与」とは次のいずれにも該当する団体をいう。

当該団体に対する出資比率について、
県が第1位であること

当該団体の代表者に知事、副知事等
が就任していること

(別紙・連結対象とする地方三公社及び出資法人の内訳 参照)

3 . 会計処理の相違

(1) 会計基準

普通会計

財産台帳方式で作成したバランスシートを使用

公営企業会計

地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表を使用

地方三公社

県議会への報告がなされている各々の貸借対照表を使用

・土地開発公社(土地開発公社経理基準要綱等に基づく)

・住宅供給公社(地方住宅供給公社会計基準等に基づく)

・道路公社(地方道路公社法施行規則等に基づく)

出資法人

県議会への報告がなされている各々の貸借対照表を使用

・民法法人(公益法人会計基準に基づく)

・商法法人(企業会計原則に基づく)

(2) 有形固定資産の減価償却方法

普通会計

普通建設事業費の区分ごとに地方公営企業法施行規則等を参考に耐用年数を設定し、当該区分ごとに定額法により減価償却

公営企業会計

地方公営企業法施行規則による耐用年数等に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法)による

地方三公社及び主たる出資法人
減価償却資産の耐用年数等に関する省
令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に
基づく定額法による

普通会計バランスシートと連結バラン
スシートを比較すると、資産は 1.14 倍、
負債は 1.12 倍、正味資産（資産・負債差
額合計）は 1.16 倍の規模となっています。

(3) 引当金の計上方法

退職給与引当金は、普通会計につい
ては会計年度末に職員全員が普通退職
したと想定してその要支給額を計上して
おり、関係団体についても主として期末
時点において職員全員が自己都合により
退職した場合の要支給額を計上していま
す。

4 . 出納整理期間における現金の受払 いの調整

普通会計においては出納整理期間が設
けられており、出納整理期間中の現金の
受払い等が終了した後の計数を会計年度
末に計上していますが、公営企業会計及
び関係団体には出納整理期間が存在しな
いため、連結に際して、普通会計におい
て出納整理期間中に現金の受払い等がな
された場合は、公営企業会計及び関係団
体においても、これに対応する現金の受
払い等が当該会計年度末に終了したもの
として調整を行っています。

5 . 結果について

18年度末の岐阜県全体の資産合計は
2兆8,499億円となり、これは普通
会計ベースに比べ3,391億円多くな
っているものです。

これに対し負債合計は1兆9,401
億円、資産の68%を負債が占めていま
す。

資産から負債を除いた資産・負債差額
合計は9,098億円となりました。